

寒川町特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第 2 号

### 寒川町特別会計条例の一部を改正する条例

寒川町特別会計条例(昭和 39 年寒川町条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 5 号を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の寒川町特別会計条例の規定による平成 30 年度分の歳入、歳出及び決算については、なお従前の例による。